

三股町の給与・定員管理等の状況

地方公務員の給与などについては、地方公務員法の趣旨に沿った運用を実現するため、議会での給与条例、予算審議を通じて公にされ決定されています。本町でも、財政面から見た職員給与の状況を明らかにするため、議会に対して予算説明の一つとして給与明細書を提出し、公にしてきました。これを町民の皆さんに広く理解していただくために、町職員の給与の状況について、次のように公表します。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	人 25,228	千円 9,381,130	千円 282,466	千円 1,280,999	% 13.7	% 15.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

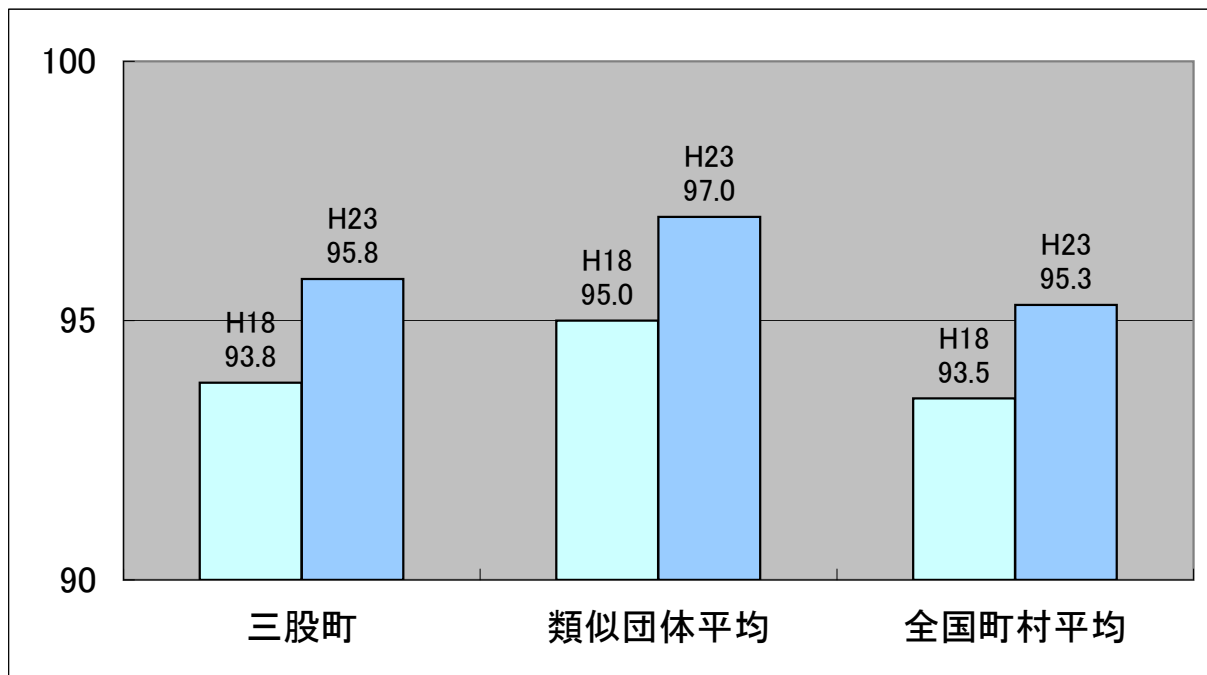
区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 1人当たり総給与 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 千円		
22年度	145人	539,999	101,980	194,874	836,853	5,771	5,832

(注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。

(注) 2 職員数は平成22年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注1) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(注2) 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(5) 給与改定の状況 ※該当なし

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	格差 A-B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事院勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

①特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	格差 A-B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況（平成23年4月1日現在）

（単位：円）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の 給料月額	243,700	309,200	356,400	395,100	407,700	429,800

3 職員の平均給与月額、初任給などの状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額と平均給与月額の状況（平成23年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
三股町	43.8 歳	329,300 円	384,225 円	353,305 円
宮崎県	43.3 歳	338,121 円	409,399 円	365,131 円
国	42.3 歳	327,205 円	—	397,723 円
類似団体	42.9 歳	324,842 円	392,010 円	357,132 円

②技能労務職

区 分	公 務 員			
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国ベース)
三股町	43.2 歳	315,000 円	357,083 円	341,350 円
うち清掃職員	41.8 歳	303,300 円	340,200 円	332,300 円
うち自動車運転手	— 歳	— 円	— 円	— 円
宮崎県	60.9 歳	327,526 円	361,859 円	341,123 円
国	49.5 歳	283,862 円	— 円	321,662 円
類似団体	— 歳	— 円	— 円	— 円
区 分	民 間			参 考
	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
三股町	—	—	—	—
うち清掃職員	—	—	—	—
うち自動車運転手	—	—	—	—
宮崎県	—	—	—	—
全 国	廃棄物処理業	44.6 歳	336,275 円	1.01
類似団体	—	—	—	—

（注）技能労務職において該当職員が1人の場合は、個人情報保護の観点から空欄としています。

③教育職 ※対象職員なし

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三股町	歳		
宮崎県	歳		
国	歳		
類似団体	歳		

（注）1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		三 股 町	宮 崎 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	140,100 円	140,300 円	—
	中 学 卒	—	118,300 円	—
教育職 ※対象職員なし	大 学 卒			
	高 校 卒			

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成23年4月1日現在）

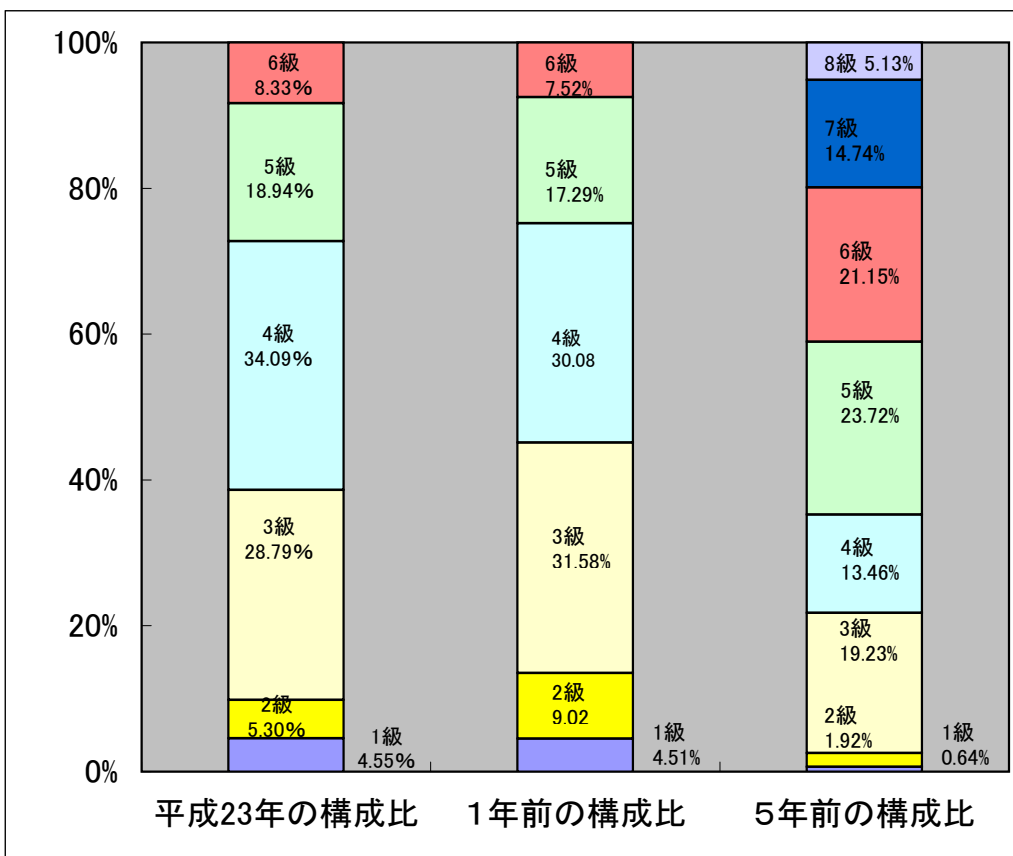
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	258,900 円	300,800 円	364,900 円
	高校卒	243,100 円	268,500 円	320,400 円
技能労務職	高校卒	239,400 円	297,400 円	302,500 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円
教育職 ※対象職員なし	大学卒			
	高校卒			

4 一般行政職の級別職員数などの状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	課長 局長 室長 対策監	11 人	8.33%
5級	課長補佐 事務局長補佐 室長補佐 主幹	25 人	18.94%
4級	係長 副主幹	45 人	34.09%
3級	主査	38 人	28.79%
2級	主任主事 主任技師	7 人	5.30%
1級	主事 技師	6 人	4.55%

(注) 1 三股町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

- 勤務成績の評定の実施状況
地方公務員法第40条に基づき、毎年4月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施している。
- 昇給への勤務成績の反映状況
病気休職者等については、昇給の号数を調整している。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三股町	宮崎県	国
1人当たり平均支給額 (平成22年度 決算) 1,341千円	1人当たり平均支給額 (平成22年度 決算) 1,421千円	-
(平成22年度 支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成22年度 支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成22年度 支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 役職加算 5～15% 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 役職加算 5～20% 管理職加算10～25% 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 役職加算 5～20% 管理職加算10～25% 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

1 勤務成績の評定の実施状況 地方公務員法第40条に基づき、毎年4月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施。
2 勤勉手当への勤務成績の反映状況 病気休職者、勤務不良者等について勤務成績を反映。

(2) 退職手当(平成23年4月1日現在)

三 股 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (退職時特別昇給 無)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (退職時特別昇給 無)		
1人当たり平均支給額		3,300千円	1人当たり平均支給額		- 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 ※支給実績なし

支給実績 (平成 年度 決算)			千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成 年度 決算)			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当

支給実績 (平成22年度 決算)	330,000円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成22年度 決算)	66,000円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成22年度)	2.91%		
手当の種類(手当数)	3種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
し尿処理手当	し尿処理施設従事者	し尿処理施設の維持管理業務	月額5,500円
感染症等防疫作業手当	防疫作業従事者	感染症或いは疑いのある防疫作業業務	日額1,000円
行旅死亡人等処理作業手当	作業従事者	行旅死亡人等の処理業務	1件2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (平成22年度 決算)	45,035千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成22年度 決算)	311千円
支給実績 (平成21年度 決算)	28,621千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成21年度 決算)	192千円

(6)その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成22年度 決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成22年度 決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外6,500円等 他	同		23,524千円	240,041円
住居手当	・貸家の場合、家賃が12,000円を超えるときに支給し、家賃の額に応じて最高27,000円まで ・自宅の場合、新築・購入してから5年間のみ 2,000円	異	自宅居住者に係る手当額	10,814千円	200,259円
通勤手当	通勤距離に応じて支給	同		3,422千円	32,590円
管理職手当	給料月額×支給率(6%・10%) (管理職区分に応じて)	異	国は給料月額の100分の25の範囲内で、職務の級別等により定額支給	5,187千円	432,250円
休日勤務手当	祝日法による休日、年末年始の休日などにおいて、勤務することを命ぜられた職員に支給 (勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、135/100を乗じて得た額を支給)	同		2,073千円	34,550円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要により週休日又は祝日法による休日、年末年始の休日において勤務した場合に支給 (勤務1回につき、勤務時間に応じて4,000円～6,000円を支給)	同		274千円	19,571円

6 特別職の報酬等の状況 (平成23年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	651,600円 (724,000円)	(参考)類似団体における最高/最低額 909,000円 / 76,700円
	副 町 長	583,000円 ()	750,000円 / 311,500円
	収 入 役		
報 酬	議 長	296,000円 ()	499,000円 / 227,000円
	副 議 長	237,000円 ()	430,000円 / 182,000円
	議 員	215,000円 ()	400,000円 / 157,000円
期 末 手 当	町 長	(平成22年度 支給割合) 2.95月分	
	副 町 長		
	議 長	(平成22年度 支給割合) 2.95月分	
	副 議 長		
	議 員		
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 651,600円 × 48月 × 0.417	(1期の手当額) 1,304万円 (支給時期) 任期毎
	副 町 長	583,000円 × 48月 × 0.248	694万円 任期毎
	備 考		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込み額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

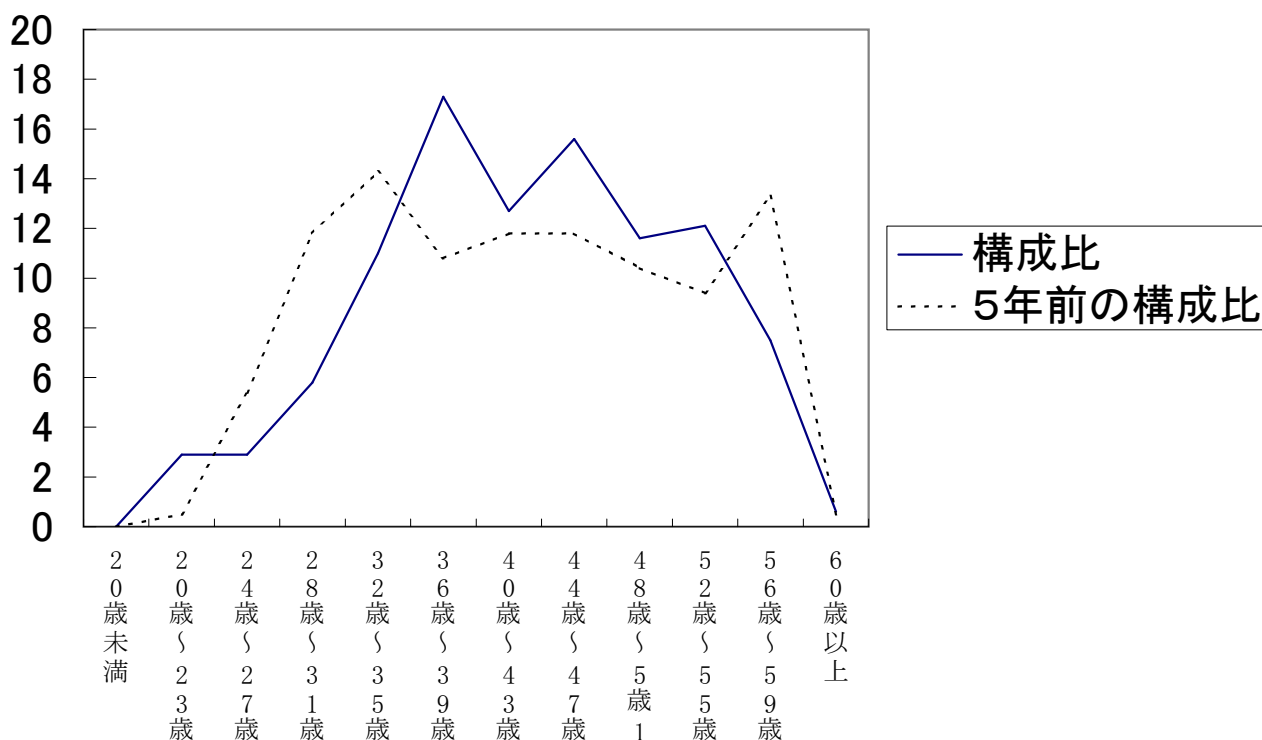
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数 (人)			主 な 増 減 理 由
			22年	23年	増減数	
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	
		総 務	44	40	▲ 4	電算係の職員減、総務課付け育児休業者の復職
		税 務	14	14	0	
		民 生	14	15	1	児童福祉係(保育所関係事務)職員の増
		衛 生	17	17	0	
		農 林	18	18	0	
		商 工	3	3	0	
		土 木	12	14	2	都市整備係、建築係(住宅リフォーム関係事務)職員の増
		小 計	124	123	▲ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 48.76 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 50.35 人)
	教育部門	22	22	0		
	消防部門			0		
	小 計	146	145	▲ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 57.48 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 67.32 人)	
	公営企業等会計部門	病 院			0	
水 道		7	7	0		
下 水 道		4	4	0		
国 保		8	8	0		
介 護		10	9	▲ 1	介護保険係の職員減	
小 計		29	28	▲ 1		
合 計			175 【205】	173 【205】	▲ 2 【 0 】	<参考> 人口1万人当たり職員数 68.57 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 【 】内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成23年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上(教育長)	計
職員数	0人	5人	5人	10人	19人	30人	22人	27人	20人	21人	13人	1人	173人
構成比	0.0%	2.9%	2.9%	5.8%	11.0%	17.3%	12.7%	15.6%	11.6%	12.1%	7.5%	0.6%	100%

(3) 職員数の推移

部門別	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	137	128	126	125	124	123	▲14 (▲3.9%)
教育	34	31	25	24	22	22	▲12 (▲12.0%)
警察							(%)
消防							(%)
普通会計計	171	159	151	149	146	145	▲26 (▲5.2%)
公営企業等会計計	32	34	32	31	29	28	▲4 (▲50.0%)
総合計	203	193	183	180	175	173	▲30 (▲17.5%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の旧団体の合計職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 平成21年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
22年度	328,518	50,557	40,500	12.3	14.7

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均1人当たり総給与
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	7人	26,372千円	4,355千円	9,773千円	40,500千円	5,786千円	6,443千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

②職員の基本給、平均月額及び平均年齢の状況(平成23年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月額
水道事業職員	41.0 歳	334,357 円	482,143 円
他団体平均	45.6 歳	362,100 円	535,892 円
事業者	歳	円	円

(注) 基本給は、給料・扶養手当の合算額である。

(注) 平均月額には、期末・勤勉手当を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三股町上水道事業	三股町(一般行政職)	三股町
1人当たり平均支給額(平成22年度 決算) 1,396千円	1人当たり平均支給額(平成22年度 決算) 1,373千円	1人当たり平均支給額(平成22年度 決算) 1,341千円
(平成22年度 支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成22年度 支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成22年度 支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 役職加算 5~15% 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 役職加算 5~15% 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 役職加算 5~15% 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成23年4月1日現在)

三股町上水道事業			三股町(一般行政職・団体平均等)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特別加算 (退職時特別昇給 無)			その他の加算措置 定年前早期退職特別加算 (退職時特別昇給 無)		
1人当たり平均支給額 千円			1人当たり平均支給額 3,300千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 ※支給実績なし

支給実績(平成 年度 決算)			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成 年度 決算)			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当

支給実績(平成22年度 決算)	36,000円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度 決算)	36,000円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度)	14.29%		
手当の種類(手当数)	1 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
監視手当	監視従事職員	中央地区水源地施設の監視業務	月額3,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成22年度 決算)	1,326千円
職員1人当たり平均支給年額(平成22年度 決算)	221千円
支給実績(平成21年度 決算)	1,953千円
職員1人当たり平均支給年額(平成21年度 決算)	279千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成22年度 決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成22年度 決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外6,500円等 他	同		1,714 千円	286 千円
住居手当	・貸家の場合、家賃が12000円を超えるときに支給し、家賃の額に応じて最高27000円まで ・自宅の場合、新築・購入してから5年間のみ 2,000円	異	自宅居住者に係る手当額	591 千円	296 千円
通勤手当	通勤距離に応じて支給	同		121 千円	30 千円
管理職手当	給料月額×支給率(6%・10%) (管理職区分に応じて)	異	国は給料月額 の100分の25の範囲 内で、職務の級別等 により定額支給	505 千円	505 千円
休日勤務手当	祝日法による休日、年末年始の休日などにおいて、勤務することを命ぜられた職員に支給 (勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、135/100を乗じて得た額を支給)	同		61 千円	10 千円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要により週休日又は祝日法による休日、年末年始の休日において勤務した場合に支給 (勤務1回につき、勤務時間に応じて4,000円～6,000円を支給)	同		—	—

9 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の概要

行政をとりまく環境の変化に的確に対応し、行政機能をより一層向上させ、住民が満足する質の高いサービスを提供できる職員を育成する取り組みが必要であり、人材育成という視点から職員一人ひとりの政策形成能力・法務能力・公務責任能力等の向上を図るための研修を行なっています。

(2) 職員の研修の実施状況 (平成22年度 実績)

- ① 一般研修 新規採用職員研修、一般職員研修(採用7・10・15年目)、新任係長研修、管理者研修等 受講者は40名です。
- ② 能力開発研修 法制執務セミナー、地方自治セミナー、地方公務員法セミナー、OA研修等 受講者は16名です。
- ③ 専門研修 工事請負契約事務研修、公営企業会計セミナー、税務関係初任者研修、固定資産税事務研修(中級)等 受講者は21名です。
- ④ 派遣研修 市町村アカデミー、国際文化アカデミー、海外派遣研修等 受講者は3名です。
- ⑤ その他研修 人材育成研修、接遇・メンタルヘルス研修、自主グループ研修等 受講者は373名です。
- ⑥ その他 各課、各係において、それぞれ専門研修を行っています。

(3) 職員の勤務成績の評定の状況

本町では、年一回その年度の職員の勤務状況を評価し、その評価の結果を基にし、能力・経歴等を参考に人事異動や昇格・昇給等を行い、適材適所の徹底を図っています。

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

- ・職員の健康保険・年金などの共済制度については、地方公務員法・地方公務員等共済組合法により、宮崎県市町村職員共済組合で実施されています。
- ・共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・けが・出産・死亡などに対して給付を行う短期給付事業、退職・障害・死亡に対して年金または一時金の給付を行う長期給付事業、健康診査などの健康保持増進事業、保養施設の運営・住宅資金の貸し付け等を行う福祉事業を行っています。
- ・町では、職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境づくりを促進するため職員安全衛生委員会等を開催し、職員の健康管理として職員が心身ともに健康な状態で安心して業務に従事できるよう、健康診断・保健指導・メンタルヘルス研修などを実施しています。
- ・その他の福利厚生制度では、職員の福利厚生・親睦等を図ることを目的に、互助組織を設けており、健康保持・スポーツサークル活動などへの支援を実施しています
(参考) 職員互助会の状況 (平成22年度 実績) (単位:千円)

団体名	会員数(人)	総事業費	町補助額	補助対象事業(主な内容)
三股町職員厚生会	190	2,074	1,083	・人間ドック (732) ・運営費 (49) ・スポーツサークル活動等 (302)

(2) 職員の利益の保護の状況

職員には、地方公務員法の定めるところにより、給与・勤務時間・その他の勤務条件に関して、公平委員会に対して適切な措置が執られるよう要求することができます。また、懲戒処分など、その意に反して不利益な処分を受けた場合にも、公平委員会へ不服申立てをすることができます。